

平成 28 年第 1 回芸北広域環境施設組合議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成 28 年 3 月 28 日													
招 集 の 場 所	広島県山県郡北広島町有田 1234 番地 北広島町役場 4 階 委員会室													
議 長	山本 優													
開閉会日時及び宣告	開 会	平成 28 年 3 月 28 日 午後 1 時 30 分												
	閉 会	平成 28 年 3 月 28 日 午後 2 時 40 分												
<table border="1"> <tr> <td>○</td> <td>出席を示す</td> </tr> <tr> <td>△</td> <td>欠席を示す</td> </tr> <tr> <td>×</td> <td>不応招を示す</td> </tr> <tr> <td>□</td> <td>公務欠席を示す</td> </tr> </table>	○	出席を示す	△	欠席を示す	×	不応招を示す	□	公務欠席を示す	議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
	○	出席を示す												
	△	欠席を示す												
	×	不応招を示す												
	□	公務欠席を示す												
1	宍 戸 邦 夫	○	5	中 田 節 雄	○									
2	大 下 正 幸	○	6	加 計 雅 章	○									
3	秋 田 雅 朝	○	7	石 飛 慶 久	○									
4	藤 井 勝 丸	○	8	山 本 優	○									
会議録署名議員	2 番 大 下 正 幸		3 番 秋 田 雅 朝											
地方自治法第 121 条の規定による説明のため出席した者の職氏名	管 理 者	箕 野 博 司	事務局長	児 玉 一 朗										
	副管理者	浜 田 一 義	所 長	村 田 浩 章										
議 事 日 程	日程第 1 会議録署名議員の指名について													
	日程第 2 会期の決定について													
	日程第 3 諸般の報告													
	日程第 4	議案第 1 号	行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について											
	日程第 5	議案第 2 号	芸北広域環境施設組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例											
	日程第 6	議案第 3 号	芸北広域環境施設組合廃棄物処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例											
	日程第 7	議案第 4 号	平成 28 年度芸北広域環境施設組合一般会計予算に対する関係市町の負担割合について											
	日程第 8	議案第 5 号	平成 28 年度芸北広域環境施設組合一般会計予算											
	日程第 9 閉会中の継続審査の申し出について													
会議に付した事件	議事日程に同じ													
会 議 の 経 過	次のとおり													

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
開 議	議 長	<p>皆さん、こんにちは。定刻となりました。</p> <p>ただ今の出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回芸北広域環境施設組合議会定例会を開会いたします。</p> <p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。</p>
日程第 1	議 長	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、2番 大下 正幸君、及び3番 秋田 雅朝君を指名いたします。</p>
日程第 2	議 長	<p>日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>本定例会の運営については、過日、議会運営委員会を開き、御協議をいただいておりますので、その結果について、議会運営委員長、大下正幸君の報告を求めます。</p> <p>自席にて御報告をお願いいたします。</p>
	議会運営委員長	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、私の方から議会運営委員会の御報告をさせていただきます。</p> <p>本日招集されました平成28年第1回定例会の運営につきまして、去る3月7日に議会運営委員会を開催いたしました。本定例会への提出議案は、5件ございまして、事務局から議案の説明を受け、協議いたしました結果、会期につきましては、本日1日限りということに決定させていただきました。</p> <p>議案の内容につきましては、お手元に配布してあります、提出議案書のとおりでございます。</p>
	議 長	<p>以上、御報告とさせていただきます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>ただ今の委員長の報告のとおり、会期は、本日1日限りとすることに御異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」と言う者あり】</p>
日程第 3	議 長	<p>御異議なしと認めます。よって会期は本日1日間と決定いたしました。</p>
	議 長	<p>日程第3、「諸般の報告」をいたします。</p> <p>議長報告をいたします。</p> <p>初めに、本定例会に出席を求めた説明員は、管理者、副管理者、</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>議 長</p> <p>管 理 者</p> <p>議 長</p> <p>管 理 者</p>	<p>事務局長及び所長であります。</p> <p>次に、監査委員から、平成27年度第2回定例監査及び平成27年度上半期分の例月出納検査の報告を受けております。お手元に配布しておりますので、御了承願います。</p> <p>以上で議長報告を終わります。</p> <p>次に管理者から諸般の報告の申し出がありますので、発言を許します。</p> <p>議長。</p> <p>管理者、箕野博司君。</p> <p>はい。皆さん、こんにちは。</p> <p>それでは、諸般の報告をさせていただきたいと思いますが、その前に、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。</p> <p>議員各位におかれましては、年度末という、公私とも大変お忙しい時期に、こうして本日の組合議会に御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>また、平素より本組合の運営につきまして、多大なる御協力をいただいておりますことを、この場をお借りしまして、深く御礼申し上げます。</p> <p>それでは、諸般の報告ということでございますけれども、北広島町芸北地域の加入につきまして、現在の状況を説明させていただければと思っております。</p> <p>前回、12月の組合議会で、加入についてのスケジュールを提示させていただいたところでございますが、その後、安芸高田市議会、北広島町議会の全協等において、担当から、加入にあたってのスケジュール、協議項目等の説明があったことと思っております。</p> <p>本日は、お手元の方に、現在の状況と今後協議を進めていかなければならない条件等につきまして、資料をお配りしておりますので、そちらの方を見ていただければと思っております。</p> <p>少し説明をさせていただきたいと思っております。左側の方に、山県郡西部衛生組合、それから本組合の沿革とごみ処理量、人口等をまとめております。芸北地域は、人口が約2,400人で、ごみの量が360トンの地域であります。現在、山県郡西部衛生組合で処理を行っておるわけですが、平成28年度末で解散し、その後、ごみについては、この芸北広域の方の組合で処理する、ということで協議を進めておるところであります。</p> <p>幸い、現在の芸北広域きれいセンターでの処理能力につきまして</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 4	管 理 者	<p>ては、3の項に記載しておりますけれども、芸北地域のごみを全て受け入れ可能な状況であります。ごみ焼却施設は、稼働率が90%と高い数値ではあります、芸北地域の年間236トンの燃えるごみは、約5日間で処理できる量でありまして、他のごみにつきましても十分対応可能な状況であります。</p> <p>したがいまして、加入を前提とした条件につきまして、現在、市町の担当課で協議を進めているところであります。条件としましては、4の項にありますように、一つ目は、加入負担金の問題、二つ目は、ごみの収集体制・実施体制の問題、具体的には、許可業者及び委託業者の取扱い等についてであります。そして三つ目は、ごみの出し方についてでありまして、ごみ袋や手数料、収集回数等の調整といった問題であります。大きくは、この3点につきまして、検討しているところであります。</p> <p>いずれにいたしましても、協議の内容・条件につきましては、両市町の議会への十分な説明・協議を行っていくことになっておりますので、議員の皆様には、御意見・御助言の程、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>既に市町の議会全員協議会の中で、住民の方が、ごみの分別等で混乱されないよう十分な説明、広報を行うことやごみの処理先が決まらず、地域にごみがあふれ出るようなことが決してないように、との御意見をいただいております、市長さんともいろいろ協議をさせていただきながら、住民の皆様には御不便をおかけしないように、滞りなく準備を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>今後も芸北地域の加入の件で、いろいろと御協議をいただく場が増えるかとも思いますが、議員の皆様の御助言・御協力を重ねてお願い申し上げます。</p> <p>本定例会では、新年度予算を中心に、計5件の議案を上程させていただいておりますので、どうぞ、慎重な審議をいただき、可決を賜りますよう、お願い申し上げます。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 議 長 管 理 者	<p>以上で、諸般の報告を終わります。</p> <p>日程第4、議案第1号「行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について」を、議題といたします。</p> <p>この際、議案の朗読を省略いたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。管理者 箕野博司君。</p> <p>はい。議長。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 5	議 長	<p>【「質疑なし」と言う者あり】</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。</p>
	議 長	<p>【「なし」と言う者あり】</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより、議案第 1 号「行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について」を、起立により採決いたします。</p>
	議 長	<p>本案は原案のとおり決することに賛成の諸君は、起立願います。</p>
	議 長	<p>【賛成者起立】</p> <p>起立多数であります。</p>
	議 長	<p>よって本案は原案のとおり可決されました。</p>
	議 長	<p>日程第 5、議案第 2 号「芸北広域環境施設組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を、議題といたします。この際、議案の朗読を省略いたします。提案理由の説明を求めます。</p>
	管 理 者	<p>議長。</p>
	議 長	<p>管理者 箕野博司君。</p>
	管 理 者	<p>議案第 2 号でございます、「芸北広域環境施設組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」でございます。</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、条例整備を行う必要があります。職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、組合議会に提案するものでございます。</p> <p>内容につきましては、事務局から説明申し上げます。よろしくお願いたします。</p>
	議 長	<p>詳細について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局 長	<p>議長。</p>	
議 長	<p>事務局長。</p>	
事務局 長	<p>はい。それでは、事務局の方から御説明申し上げます。</p>	
	<p>資料の 2 の方に簡単にまとめてございます。資料 2 の方、御覧いただければと思います。</p> <p>今回、地方公務員法の引用条文が変わりまして、そのため項ずれが発生するために、これまでの条例の部分を変更させていただくものでございます。具体的にはですね、引用文のところなんです。第 24 条第 6 項とあるのを第 24 条第 5 項に改めるというものでございます。資料 2 の 2 ページ目の方に、新旧対照表として</p>	

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 6	事務局長	全文を載せております。
		<p>なお、職員の給与に関する条例につきましては、北広島町の職員の給与に関する条例を準用しております。給与条例につきましては、北広島町さんの方で同様の改正が行われておるところでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
	議 長	<p>これをもって提案理由の説明を終わり、これより質疑に入ります。</p>
		<p>質疑は、ございませんか。</p> <p>【「質疑なし」と言う者あり】</p>
	議 長	<p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p>
		<p>【「なし」と言う者あり】</p>
	議 長	<p>討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。</p>
		<p>これより、議案第 2 号「芸北広域環境施設組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を、起立により採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。</p>
	議 長	<p>【賛成者起立】</p> <p>起立多数であります。</p> <p>よって本案は原案のとおり可決されました。</p>
	議 長	<p>日程第 6、議案第 3 号「芸北広域環境施設組合廃棄物処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」を、議題といたします。</p> <p>この際、議案の朗読を省略いたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
管 理 者	議 長。	
議 長	管理者、箕野博司君。	
管 理 者	<p>はい。議案第 3 号でございますが、「芸北広域環境施設組合廃棄物処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」でございます。</p> <p>広島法務局により山地番・耕地番の重複地番解消作業が行われ、芸北広域きれいセンターの地番が変更されました。これにより施設位置の地番変更を行うとともに、ごみ処理施設の種類を明確にするため、廃棄物処理施設設置及び管理条例の一部改正につきまして、組合議会に提案するものでございます。</p> <p>内容につきましては、事務局から説明申し上げます。よろしく</p>	

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 7	<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>管 理 者</p> <p>議 長</p> <p>管 理 者</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>【賛成者起立】</p> <p>起立多数であります。</p> <p>よって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 7、議案第 4 号「平成 28 年度芸北広域環境施設組合一般会計予算に対する関係市町の負担割合について」を議題といたします。</p> <p>この際、議案の朗読を省略いたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>議 長。 管理者 箕野博司君。</p> <p>管 理 者 はい。議案第 4 号でございますが、組合同規約第 13 条第 3 項の規定によりまして、「平成 28 年度芸北広域環境施設組合一般会計予算に対する関係市町の負担割合について」をお願いするものでございます。内容につきましては、事務局から説明申し上げます。</p> <p>議 長 以上、よろしくお願いいいたします。</p> <p>議 長 詳細について、説明を求めます。</p> <p>事務局長。 事務局 事務局より御説明申し上げます。</p> <p>提出議案書の 7 ページを御覧ください。この負担割合、毎年度、組合議会で定めることになっております。</p> <p>上の表の区分という列がございますが、各科目ごとに基本割、人口割、実績割に基づいて計算しております。ほとんどの経費は、その科目の総額の 30%を基本割として計算し、70%を人口割としております。基本割というのは、合併前の町数になっておりまして、合併前は、9 町でございましたので、それをそのまま継承して、安芸高田市さんが 6 町分の 6/9、北広島町さんが、3 町分の 3/9 という割合になっております。</p> <p>人口割は、各市町の人口の割合で、下の表のとおりです。</p> <p>衛生費のごみ処理費のうち、維持管理費についてのみ、基本割 20%、人口割 10%、実績割 70%となっております。</p> <p>この実績割といいますのは、下の表にございます、きれいセンターでのごみの処理量の割合です。</p> <p>予算年度の前年度の暦年実績、平成 27 年 1 月～12 月の処理量で、安芸高田市、7,926.70t、北広島町 4,417.52 t で 処理割合は、安芸高田市 64.21%、北広島町 35.79%となります。</p> <p>人口は減少しておりますが、ごみは、増加している状況でござ</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 8	事務局長	います。
	議 長	以上で、説明を終わります。
	議 長	これをもって提案理由の説明を終わります
	議 長	これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
	議 長	【「質疑なし」と言う者あり】
	議 長	質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
	議 長	これより討論に入ります。討論はありませんか。
	議 長	【「なし」と言う者あり】
	議 長	討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
	議 長	これより、議案第 4 号「平成 28 年度芸北広域環境施設組合一般
	議 長	会計予算に対する関係市町の負担割合について」を、起立により
	議 長	採決いたします。
	議 長	本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を願います。
議 長	【賛成者起立】	
議 長	起立多数であります。	
議 長	よって本案は原案のとおり可決されました。	
議 長	日程第 8、議案第 5 号「平成 28 年度芸北広域環境施設組合一般	
議 長	会計予算」を、議題といたします。	
議 長	この際、議案の朗読を省略いたします。	
議 長	提案理由の説明を求めます。	
管 理 者	議長。	
議 長	管理者 箕野博司君。	
管 理 者	はい。議案第 5 号でございます、「平成 28 年度芸北広域環境施	
管 理 者	設組合一般会計予算」でございます。	
管 理 者	平成 28 年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 5,450 万 1 千	
管 理 者	円ありまして、平成 27 年度当初予算と比較しまして、2,857 万 1	
管 理 者	千円の減額、率にして 4.9%の減となっております。主な歳出は、	
管 理 者	ごみ処理施設の焼却炉等の機器修繕費や焼却灰の再資源化等の委	
管 理 者	託費用他でございます。	
管 理 者	詳細につきましては、事務局の方から御説明いたしますので、	
管 理 者	よろしく御審議の程、お願いいたします。	
議 長	詳細について、事務局に説明を求めます。	
議 長	議長。	
議 長	事務局長。	
議 長	はい。それでは、事務局より予算について御説明いたします。	

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>まず、予算の概要につきまして、予算説明資料の方を御覧ください。資料の4でございます。資料の4、全部で7ページございますけれども、そちらの方の資料を御覧いただけたらと思います。資料の4の1ページ目の方に、歳入・歳出の前年度との比較表、財政調整基金の状況について、まとめております。</p> <p>1の表の方ですけれども、歳入の構成市町さんの負担金でございますが、安芸高田市さんが28年度予算、257,774千円で前年度比2,302千円の減、北広島町さんが140,855千円で1,657千円の減となっております。それから交付税も減額となっておりますけれども、28年度予算6,735千円と前年度と比較しまして、8,273千円の減となっております。この交付税は、施設建設費に係るものでございまして、来年度以降は、ゼロとなる予定でございます。それから、歳入の方、雑入の有価物売却代、アルミや鉄くず、古紙類の売却益でございますが、こちらの方も買取り価格の下落によりまして、歳入の減となっております。</p> <p>それから、歳出の方でございますが、工事費、修繕費を減額させていただいている状況でございます。今後、大規模な補修や市町の負担金の平準化といった要素につきましては、財政調整基金、2の項にございますけれども、財政調整基金を有効に活用していくことが必要と思われれます。2の表がございまして、28年度も基金の方に積立15,323千円を予算計上しておりまして、244,836千円の基金残高となる予定でございます。</p> <p>それから、資料の4の2ページ目を御覧いただきたいのですが、2ページ目の方にカラーのグラフがございまして。過去10年間の予算額推移をグラフにしております。オレンジ色の線が安芸高田市さんの組合負担金額、青色の線が北広島町さんの負担金でございます。実線が負担金総額、点線が衛生費分の金額ということで、グラフ化しておりますけれども。市町の御担当者の皆様からも、今後の財政状況は非常に厳しい状況であるということをお聞きしております。施設の老朽化というのは、進んでいくわけでございますが、修繕を計画的に実施しながら、できるだけ、市町の負担金をこれ以上、上昇させないように、先ほどの財政調整基金を活用しながら、進めていきたいと考えております。</p> <p>それから、3ページの方、御覧いただきたいんですが、3ページの方に、5といたしまして、主な予算項目の算出根拠等を載せております。3ページの方、表がございまして、ごみ袋の販売手数</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>料及びきれいセンターへの持込手数料の見込額でございます。ごみを減量する、という目標も考慮しまして、前年度比較 1,526 千円の減として計上させていただいております。</p> <p>燃えないごみの袋ですね、大の袋から小の方にシフトしております。集団回収、そういったことで袋の販売量も減少とみております。</p> <p>それから、4 ページの方に、雑入の有価物の収入見込みをまとめております。現在、金属スクラップの下落が続いておりまして、昨年度と比較しまして、大体 6 割程度の買取り価格となっております。減額の予算見込とさせていただいております。</p> <p>5 ページの方、電気や燃料等の経費、それから、きれいセンターで使用しております薬品の予算額につきまして、算出根拠を示しております。</p> <p>それから、次の 6 ページの方御覧いただきたいのですが、カラーの写真がございます、6 ページの方ですが、きれいセンター関係の事業の概要をまとめました。上から写真にございますように、焼却炉のレンガの修繕、バグフィルター、排ガスの浄化装置ですけども、この内部にあるろ布の交換、それから 2 号炉白煙防止用空気加熱器の煙管の取替といったものが主なものでございます。</p> <p>それから、作業改善といたしまして、分別解体用のショベルを購入させていただきたいと思っております。これまで、大規模な大きな施設をたくさんの電気と人手を使って行う処理から、少人数で、簡単な機械や重機でそれぞれが処理していくという、民間の産廃処理施設では、既にこうした作業が中心なんですけれども、こうすることで、施設の処理機械の修繕費を削減する、ということを取り組みたいと思っております。</p> <p>今後もですね、下の部分に写真がございますが、施設の改善すべき課題がたくさんございます。今年度、計量機の窓口の方に、そこにありますが、屋根をつけさせてもらいました。今後もですね、施設の方、たくさんの方が来場される施設となっておりますので、安全で、スムーズな計量・受け入れができるような改良を今後行う必要があると考えております。</p> <p>それから、次のページ、7 ページでございますが、こちらの方は、ソフト面に係るものでございます。(2)として、ごみの減量・リサイクルということで、28 年度に新規実施する事業といたしま</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>して、紙オムツの資源化事業について、行いたいと思っております。既に今回12月に試験的に行ったところではあるんですけども、来年度はさらに約33tを焼却から資源化にと考えおります。</p> <p>それから、来年度に新規に実施する事業といたしまして、ごみ分別アプリの導入を予定しております。スマートフォンで利用するものなのですけれども、外国語にも対応できるということで、外国人の方の利用も想定しております。ごみを出す日、分け方といった情報が簡単に得られるもので、名古屋市、大阪市さんは既に導入されております。広島県では、まだ導入予定のところはないと聞いておりますけれども、組合の方、こういったアプリの方を導入したいと考えております。</p> <p>また、今後の展開といたしましては、公共施設での小型家電の回収など、身近に、リサイクルしやすい状況をつくりながら、できるだけ、きれいセンターを通さなくても回収リサイクルができる仕組みというのを考えていきたいと思っております。</p> <p>それから、最後に(3)のところですが、将来構想、政策展開ということで、今後のごみ処理の計画、施設の構想、これらについて、計画立案及び提案をさせていただければと思っております。</p> <p>特に先ほど、管理者から説明がございましたけれども、芸北地域の加入という件につきましても、併せて検討していきたいと思っておりますので、議員の皆様方の御協力をお願い申し上げます。</p> <p>それから、資料の方の説明は、以上でございます、1点、決算書の方で、御説明申し上げたいのですが。平成28年度一般会計予算、予算書の方ですが、予算書の7ページ、8ページをお開きください。</p> <p>予算書の7ページと8ページに歳入の項がございますけれども、3款の財産収入の項を御覧ください。3款1項1目の財産貸付収入でございますけれども、本年度予算額267千円、昨年度予算額3千円でございます、比較264千円の増となっております。これは、農園ハウスの土地貸付料でございます。きれいセンターの隣で、トマトを栽培しておられる温室部分があるのですけれども、これまで、無償ということで、議会の議決をお願いしていたわけがございますけれども、ちょうど貸付けから20年目ということもありまして、農園ハウスの代表者の方と協議いたしまして、年額で264千円、貸付け面積は1200㎡、1㎡当たり220円、これは、</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>議 長</p> <p>5 番議員</p> <p>議 長</p> <p>5 番議員</p> <p>議 長</p> <p>5 番議員</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>5 番議員</p>	<p>なお、質問は、一問一答方式でお願いしたいと思います。</p> <p>質疑は、ありませんか。</p> <p>議長。</p> <p>はい、5 番 中田 節雄 君。</p> <p>起立して、言うようですかね。座ったままですかね。</p> <p>座ったままでいいです。</p> <p>3 点ほど、お伺いするんですが。</p> <p>まず、1 点が資料 4 のところで、紙オムツの資源化ということで、1,717 千円ほど委託料があります。33 tということなんですが、これは、試験的にやられるというようなニュアンスでしたが、33 tというのは、どの範囲の紙オムツなのか。また、33 tの算出根拠を教えてください。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>はい、議長。</p> <p>事務局長。</p> <p>はい。先ほどの紙オムツでございますけれども、実際ごみの調査をいたしましたところ、大体燃えるごみの中で、約 5%、事業系のごみから紙オムツがある、というデータがございます。ですので、約、可燃ごみが、約 1 万トンあるんですけれども、そのうち約 500 t ぐらいが紙オムツじゃないかなあと予想されております。実際、他の町ですね、今、福岡の方でも、そういったことをしてらっしゃるところもあるんですが、そのデータを見ましても 4%~5%という数字でございました。今回、試験的になんですけれども、前回 12 月に許可業者の方に御協力いただいて、ごみを集めてもらいました。紙オムツを分別して集めていただいたんですけれども、その時の量が大体、2 週間程度で大体 2 t ぐらいの量でございました。それを考慮いたしまして、大体、試験的に年間約 56 週ございますので、同様に集めていただいたら、60 t とかそれぐらいの量になると思われるたんですけれども、そのうち約半分の 33 t ぐらいを今回試験的にリサイクルする、ということで考えたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>はい、5 番 中田 節雄 君。</p> <p>はい。今、説明いただいたんですが、これは試験的にやられるんだと思うんですけれども、33 t というのは、ほとんどが事業系のところですね。家庭のオムツではないということですか。その辺</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>5 番議員</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>が、ちょっとわからないのと、この資源の委託先というのは、どこでしょうか。委託料になってますんで。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>事務局長。</p> <p>はい、そうです。今回想定しておりますのは、御指摘のように家庭のごみではなくて、事業系のごみでございます。ですので、介護施設、病院から出るごみのみを想定しております。一般の家庭の紙オムツというのは、やはり燃えるごみと一緒に出される傾向がございますので、まだ分別というところまではいっておりません。将来的に、紙オムツ専用の収集袋を作るということになれば、そういった一般家庭の紙オムツもリサイクルできると考えますけれども、とりあえず現在、分別して排出していらっしゃるのが、病院、それから老人ホームですとか、そういったところですので、そういったところをまずやっていきたいと思っております。</p> <p>それから、資源化の委託先でございますけれども、現在考えておりますのが、鳥取県の境港市にございます「ウエストバイオマス」という会社がございます。そこでは、下水汚泥を炭化してですね、炭の肥料のような形で、肥料ではなくてですね、高炉に使う保温材として利用していらっしゃるんですが、そういった形でリサイクルしておられます。市町の担当者の方と12月にその工場を見学に行ったところでございまして、十分リサイクルできる、ということを確認していただきましたので、そちらの方にリサイクルの予定をしております。</p> <p>以上です。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>はい、5番 中田 節雄 君。</p> <p>鳥取県ということなんですが、これは運搬は、委託先が収集に来られるのか、それともこちらが持って行くんですかね。</p> <p>議長。</p> <p>はい、事務局長。</p> <p>収集運搬は、その「ウエストバイオマス」の関連会社である「三光」という会社がございまして、その会社が一緒に収集運搬する予定でございます。今、実際、きれいセンターの布団ですとか、それから木くずをリサイクルしているのが、鳥取県にある「三光」という会社でございまして、紙オムツもそういった布団・木くず</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>5 番議員</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>と一緒に便で運んでもらおうという計画でおります。できるだけ運搬コストも安くするために、コンテナをたくさん設けまして、そのコンテナで分別して、コンテナを運んでいただく、ということで、今考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>はい、5 番 中田 節雄 君。</p> <p>それから、二点目に入りますが、ごみの分別アプリですね。使用料として、27 万 4 千円ほど入っておりますが。これは、アプリというと、イメージがわからないんですが、具体的には、どんなものなんでしょうかね。やはり、これを使うことにメリットがあるのかどうか。本町の住民の方は、分別カレンダー等あって、きちんと分別がなされて、ほとんど外国人の方にサービスになるのかどうか。その所がちょっとわからないのと、言語もどういったところの、何か国語ぐらいの言語をそこに入れるのか。その辺、もう一度、説明ください。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>事務局長。</p> <p>このアプリでございますけれども、先ほどの少し画面的に説明といたしますか、資料の 4 の、資料の 4 の 7 ページでございますけれども、スマートフォン、最近では若い方が使っている様子で、いろいろなアプリがございます。資料の 4 の 7 ページでございますけれども、カレンダーでごみを出す日ですとか、それから分別の方法ですとか、そういったものが手軽にわかるようになっております。例えば、明日はごみを出す日ですとかいう、お知らせ機能というのもございますし。あるいは、緊急のお知らせ、今日は、雪が多くて、ごみの収集に行けませんとか、そういった情報も瞬時に送ることができます。</p> <p>それから、確かに住んでいらっしゃる方については、長く住んでいらっしゃるの、分別等については、理解いただいている方もいらっしゃいますし、お年寄りの方は、こういうアプリをお使いにはならないかもしれませんが。ですけれども、例えば広島市内からこちらに移住していらっしゃる方、そういった方は、こういったアプリを十分活用されることができないのではないかな、と思っております。最近では、外国人の方もそうなんですけれども、地域の方との結びつきというの、あまり少ないものですから、こう</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>いったアプリで、役場の方に行けば、外国語版の「ごみの分け方・出し方」もあるんですけども、そういった手間が、なかなかない場合もあります。こういったアプリがあれば、気軽にダウンロードしていただいて、お使いできるのではないかな、と思います。ただし、このアプリの対応できているのが、今、英語と中国語ぐらいでございまして、今後、ポルトガル語等、対応できるように考えていただいているんですけども。今、一応考えているのは、英語と中国語、ポルトガル語でございます。ただ、実際、管内に住んでいる外国人の方というのは、安芸高田市さんでいいますと一番多いのは、中国人の方で、北広島町さんですと、一番多いのは、ベトナム人の方で、130 人ぐらい北広島町さんにはいらっしゃいますし、安芸高田市さんも 80 名ぐらい、いらっしゃいます。今、ベトナム語、それからタイ語ですね、タイの方も北広島町さん 30 人ぐらい、安芸高田市さんも 35 人ぐらいは、いらっしゃいます。そういったことで、ベトナム語、タイ語、それからもう一つインドネシア語というの、組合のホームページの方では、対応させていただいて、簡単な案内はできるような形で行いたいと思っております。こういったところは、ほとんど工場で働いていらっしゃる方がほとんどですので、そういった地域内の工場と連携して、そういったごみの出し方の説明というの、あるいは、こういうアプリがあるという御紹介もさせていただけたらと思っておりますが。今のところ、アプリの対応というのは、少ないんですけども、ベトナム語、タイ語、インドネシア語に対応した、簡単なごみの収集等につきましては、御提供できると考えております。</p> <p>それから、効果ですけども、このアプリは、何人の方が使ったか、どんな事を検索したか、ということも検索・統計できるようになっておりますので、1 年か 2 年使ってみて、これを実際、使っていらっしゃる方が、そんなに 10 人か 20 人しかいない、というデータが出てくれば、その時、この事業は取り止めないといけないうし、また違った方法を考えないといけないうと思います。とりあえずは、いろいろ統計データも採れますので、利用者の動向ですとか、実際ごみの分け方でわからない質問ですね、プラスチックの分け方がわからないのか、どんなものがわかりにくいのか、そういった情報も集めることができますので、ビッグデータとして今後活用できるかもしれない、ということもございます。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長 5 番議員 議 長 5 番議員	<p>以上です。</p> <p>議長。</p> <p>はい、5 番 中田 節雄 君。</p> <p>はい。今、アプリについて、いろいろ説明を受けました。これは、ほとんど外国人向けのサービスであろうというふうに解釈しておるんですけども、結局、そこまでしなければならないということは、外国人の方々のごみの分別が行き届いていないというふうな判断になっているのかどうか、お伺いいたします。</p>
	議 長 事務局長 議 長 事務局長	<p>はい、答弁を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>はい、事務局長。</p> <p>そうですね、議員さんのおっしゃるとおりでございまして、外国人の方が集団で住んでいらっしゃる近くのごみステーションというのは、ごみの出し方が悪いので相談を受けることがございます。外国人の方なので、言ってもわからない、ということもありました。実際、雇用していらっしゃる会社の方に御相談に行ったこともございます。ですので、会社にごみを持って来させているところもありますし、会社の総務の方が、そのごみステーションの分別に行かれたりといった所もあるんですけども。確かにごみを出す習慣があまりない外国の方もいらっしゃいますし、全然そういった文化と習慣が違いますので、非常にそのあたりが、地元の住民の方とトラブルになっていらっしゃるという事例が確かにございます。</p>
	議 長 5 番議員	<p>以上です。</p> <p>はい、5 番 中田 節雄 君。</p> <p>わかりました。ごみのアプリについては、文化が違うんで、いろいろな問題が起こっておるんだろうと思います。</p> <p>続いて 3 点目で、先ほど説明がありました公共施設での資源回収ですね。きれいセンターを通さなくても回収できるということなのですが。公共施設とは、どういった場所を指しているのか、例えば役場とか支所とか、そういったとこなのか。その辺がちょっとよくわからないのと、どういうふうなりサイクルになっていくんかなあ、というのがよくわからない。そこをもうちょっと説明お願いします。</p>
	議 長 事務局長	<p>答弁を求めます。</p> <p>議長。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>議 長 事務局長</p> <p>5 番議員 議 長 5 番議員</p> <p>議 長 事務局長 議 長 事務局長</p>	<p>はい、事務局長。</p> <p>そうですね、今、公共施設として想定しているのは、役場の支所等でございます。役場の支所には、結構、空いたスペースがあるところもあります。そこにですね、これは今後、市町の担当者の方と御協議しながら進めていくんですけども、例えば、小型家電の回収ボックスみたいなのを置いて、住民の方がいつでも出せるようなシステムを採る、ということも考えております。きれいセンターが収集するという方法が、当初はそれでいいと思うんですけども、実際、資源物・有価物ということで、お金になるようなものでしたら、きれいセンターではなくて地元の業者の方に直接回収に来ていただくというシステムもあろうかと思えます。</p> <p>実際、安芸高田市さんの方でですね、来年度から、甲田町の公衆衛生推進協議会の方で、支所でアルミ缶を集めたり、ごみの分別を拡げてですね、地域での資源回収、それから、直接的な業者との取引を通して、きれいセンターへの持込量を減らす、というような取り組みを考えていらっしゃるところでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>議長。</p> <p>はい、中田 節雄 君。</p> <p>小型家電というのは、具体的に、携帯とか髭剃りとか、小型カメラとか、そういったものになるのか、カメラがなるのかどうか、よくわかりませんが、物によっては、金の含有率とか、そういったものが非常に高いということで、そうした鉱山を採掘して金を採るよりも、明らかに効率が高いということが言われておるんですが、その点で、回収業者が集めて回る、というニュアンスの答弁だったと思うんですが、きれいセンターが回収して業者に渡すということではなくて。その辺のところ、もうちょっとお願いします、説明を。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>はい、事務局長。</p> <p>すみません、ちょっと説明が悪かったんですけども。</p> <p>将来的にはですね、きれいセンターの収集運搬コストをかけずに業者からの直接取引というのが望ましいとは思いますが、現在、資源化物が暴落しておりまして、現在の段階だと、携帯電話だけということになれば、コストメリットはあるんですけども、</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>他のものですと、なかなか回収費用も出ないということで、当面はきれいセンターの方で、回収する仕組みで行わないといけないと思っております。</p> <p>小型家電というのが法律にいろいろ規定されてはおるんですが、今おっしゃった携帯電話ですとか、小型のカメラですとか、そういったものもございしますが、大型の掃除機ですとか、ファンヒーター、そういったものも、小型家電として、きれいセンターでは今、収集しておるところでございます。ですので、そういったものは、あまりお金にならないので、きれいセンターで収集ということで、行っているところです。</p> <p>以上です。</p>
	議 長 5 番議員	<p>はい、5 番、中田 節雄 君。</p> <p>はい。小型家電の定義がちょっとよく、曖昧なんですよね、今までのごみの収集の項目の中になかったものですから。どういったものが小型家電に相当するのか、どういうふうに、住民の方に説明というか、コマーシャルされますか。</p>
	事務局長 議 長 事務局長	<p>議長。</p> <p>はい、答弁を求めます。事務局長。</p> <p>はい、すみません。確かに小型家電というのが、何になるのか難しいので、現在は、小型家電として分別収集する方法は、とっておりませんし、今後もとる方向はありません。今は、燃えないごみの袋の中に出てきているものを、例えば、髭剃りとか、携帯電話とか、ゲーム機ですね、そういったものもをピックアップ回収と言いますけれども、そういうのをピックアップして、きれいセンターの職員、作業員が分別してリサイクルしているという方法でやっております。支所とかに今の小型家電のボックスを置くということになりますと、確かに何が小型家電かというのがわからないと思いますので、絵なり、そういったもので表示する必要はあると思いますし、全然小型家電と関係ないものをボックスの中に入れたりということがありますので、そのあたりの広報は、おっしゃるように十分広報して、進めていかなければいけないと思っております。</p> <p>以上です。</p>
	議 長	<p>はい、よろしいですか。</p> <p>ほかに質問は、ありませんか。</p> <p>はい、3 番、秋田 雅朝 君。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>3 番議員</p> <p>議 長 事務局長 議 長 事務局長</p> <p>議 長 3 番議員</p>	<p>今、資料 4 の中の 7 ページのところですね、将来構想とか政策展開ということで今後の展開に、高齢者世帯のごみ出し支援というのを掲げておられます。今までの議会の中でも結構あったかと思うんですが、こういったことについての質疑があったかと思うんですが、具体的に今年度、28 年度ですか、28 年度に何か具体的な取り組みをされることを計画されているかどうか、お伺いしたいと思います。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>はい、議長。</p> <p>事務局長。</p> <p>はい。高齢者世帯のごみ出しの支援のことをございますけれども、実際これまで議会の方で、質問等もございました。実際、困っていらっしゃる方も多いという事情も増えてきておまして、それにつかまして、組合の方でも何とかしなければということなんです。今回、まだ具体的な案は出ておりませんで、来年度、市町さんの担当者の方と収集の問題について、どういったことで対応したらいいかということで、来年度検討させていただく、ということで。来年度、これについて事業を実施するというものではありません。</p> <p>以上です。</p> <p>はい、3 番 秋田 雅朝 君。</p> <p>やはり、具体的にこの問題は、重要な問題だという思いがしますので、いち早く取り組みを考えていただきたいというふうに思います。</p> <p>もう一点ほど、一般的な質問ということでお伺いしたいと思います。先ほど、紙オムツの件で質疑がございましたけれども、事業所の紙オムツ等の対応ということで、説明を受けたと思います。それで、現実、うちの安芸高田市の、特にうちの地域、高宮町、美土里町ではですね、本当にモラルに欠ける方がいらっしゃいまして、紙オムツをですね、道からドーンと川、川の河川敷に放棄されるんですね。具体的に言いますと、美土里町がこの間までずっとあった事例が、そこに監視カメラであったり、立札を立てられた関係で、そこはなくなったんですが、その分だけ、今度は、うちの方の高宮の、河川敷に放られると。当然、行政の方にもお話しをして、立札はしております。それから、警察の方にも、これは犯罪ですので、しっかり取り組みをお願いします、というこ</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>3 番議員</p> <p>議 長</p> <p>3 番議員</p> <p>管 理 者</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>3 番議員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>とは言っておりますが、なかなかずっと四六時中、見張るわけにはいきません。それで、地元の方が、この間も河川敷をきれいにされて、一回、かなりの量を回収されましたけれども、また、またやっぱり投げておられるんですね。当然、モラルですから、私たちがどうのこうのは、できないと思うんですが、逆に考えたら、そりゃ、何人もの方じゃないでしょうけども、それは対応に困っておられるから投げるんだ、という考えにも至るんですよ。当然モラルの問題ですよ。そういうことをすることは、決していいとは思いませんが。逆に考えたら、それだけその紙オムツに対しての、ごみの考え方ですよ。少し、うちだけに限らず大変な、紙オムツというのは大変なんだという思いが、そういう事例を考えてみると思われるんですね。これを事業所だけの事業、来年度は新規実施で計画されておりますけれども、これもいち早い家庭系の対応も考えていく必要があるんじゃないかと、いうことで、今話をさせていただきましたが、できたら、そののちもいち早い取り組みをお願いしたいと思います。</p> <p>答弁は。</p> <p>いただければお願いします。</p> <p>はい、議長。</p> <p>箕野 博司 君。</p> <p>当面は、事業所の紙オムツの部分でスタートしようという方向ですけれども、今おっしゃったような状況もある。それから、かなり量もあれですよ、一般家庭とはいえ、紙オムツ自体が、かなりかさばる状況なので、結構な量になるということもあります。</p> <p>一般家庭にまで拡げていくには、まだちょっと課題も出てくると思うんですけれども、できるだけそういう方向で、検討をしていきたいというふうに思います。</p> <p>よろしくお願いします。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>ほかに質疑はありませんか。</p> <p>【「なし」と言う者あり】</p> <p>はい、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 9	議 長	<p>【「なし」と言う者あり】</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。</p> <p>これより、議案第 5 号「平成 28 年度芸北広域環境施設組合一般会計予算」を起立により採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は、起立を願います。</p>
	議 長	<p>【賛成者起立】</p> <p>起立多数であります。</p> <p>したがって本案は、原案のとおり可決されました。</p>
	議 長	<p>日程第9「閉会中の継続審査の申し出について」を議題といたします。議会運営委員長から閉会中の継続審査の申し出が提出されております。</p> <p>お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。</p>
	議 長	<p>【「なし」と言う者あり】</p> <p>御異議なしと認めます。</p> <p>したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。</p>
閉 議	議 長	<p>以上で本定例会に付議された事件の審議はすべて終了いたしました。</p> <p>これをもって「平成28年第1回芸北広域環境施設組合議会定例会」を閉会いたします。</p> <p>御苦労さんでございました。</p>